

全ての荷主の皆様へ

～物流効率化に取り組みましょう～

物流効率化法の 規制的措置について

抜本的・総合的な物流対策の推進に向け法改正を行いました。

具体的に取り組んでいただきたい内容は以下のとおりです。



- 2025年4月から物流効率化法が施行され、**全ての発荷主・着荷主**に対し、物流の効率化に向けた**努力義務**が課せられています
- さらに2026年4月1日から**一定規模以上の荷主**には物流効率化に関する計画・報告が**義務化**されます（裏面へ）

1. <全荷主が対象> 2025年4月から**努力義務化**された**3**つの取組

① 積載効率の向上

- 余裕あるリードタイムの設定
- 発送量・納入量の適正化
- 配車システムの導入
- 複数荷主の貨物の積合せ、共同配送の実施 等



(例) 地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- トラック予約システムの導入及び適切な活用
- 混雑時間を回避した日時指定
- 出荷・納品日の分散 等



(例) 出荷時刻までに準備を完了

③ 荷役等時間の短縮

- パレット等の輸送器具の導入
- 商品を識別するタグの導入
- 検品の効率化
- バース等の荷捌き場の確保
- フォークリフトや作業員の適切な配置 等



(例) パレットの利用や検品の効率化

上記の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」で定めています。

また、判断基準の内容の解説については、「物流効率化法」理解促進ポータルサイトに掲載している「判断の基準の解説書」、「物流パターンごとの荷主の考え方」等をご覧ください。

取組状況に関し、国が**指導・助言**をすることがあります

2. <特定荷主が対象> 2026年4月1日から**義務化**された3つの措置

▶ **特定荷主（一定規模以上の荷主）とは、年度の取扱貨物の重量が以下の第一種荷主又は第二種荷主として9万トン以上（年間）を超える荷主**

第一種荷主 = トラックに貨物の運送を行わせる契約を締結する者

第二種荷主 = 取引先が手配したトラックとの間で貨物の受渡しを行う者

▶ **以下の①～③の取組が義務化**

年度の取扱貨物の重量が9万トンを超える場合には、国に届出が必要になります

※年度は、4月から翌年3月までとしています。

※重量算定は実測のほか、個数、容積、トラック台数、売上額又は仕入額等からの推計や、入荷量 = 出荷量とみなす、契約上の重量を参照するなどの方法も可能です。

※農協や食品スーパーの重量算定目安については、農林水産省HPもご参照ください。

① 中長期計画の提出 (変更がない限り5年に1度)

<記載内容>

- ・積載効率の向上
 - ・荷待ち時間の短縮
 - ・荷役等時間の短縮
- 上記の物流効率化に向けた取組に関する計画を作成

② 定期報告の提出 (毎年度)

<記載内容>

- ・中長期計画で作成した努力義務の取組についての実施状況を報告

③ 物流統括管理者 (CLO) の選任

<物流統括管理者の要件>

- ・物流効率化のための計画その他必要な業務を管理統括
- ・事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者

特定荷主の効率化の取組が著しく不十分である場合、国から**勧告**を受けることがあります
勧告に従わない事業者は、**事業者名の公表**、さらに**罰金**が科される事があります



「物流効率化法」 理解促進ポータルサイト



詳細は物流効率化法理解促進ポータルサイトをご確認ください。

